

「平等」と「基本的人権」の保護は欧州連合を運営する核心的価値として一般的に認識されている。これらの価値が実現するためには、国籍のみならず、その他の理由による差別は禁止されなければならない。「EUの運営に関する条約」は、第二部「非差別と連合市民権」で国籍に基づく差別(第18条)と性別、人種もしくは民族的出身、宗教もしくは信条、身体的障害、年齢または性的傾向にもとづく差別(第19条)を禁止している。このように「性的傾向」が差別禁止事項として示されたことは、従来、雇用における両性の平等に重点が置かれていた平等原則に対し、大きな影響を与えらると思われる。2009年12月1日、リスボン条約の発効に伴い、差別禁止の問題が基本的人権保障に関するEUの憲法的枠組を変える要因として働く可能性は極めて高くなっている。

本報告では、EU法における差別の概念とその禁止に対する法理が基本的人権の保護に及ぼす影響について考察する。

EU法における 差別禁止と 基本的人権 の保護



2013年10月26日(土)

14:00~17:00

関西大学千里山キャンパス
 児島惟謙館1階第1会議室

聴講
自由

発表者

蔡 炯福 (Chae, Hyung Bok, チェ・ヒョンボク)

慶北大学欧州連合センター長
 慶北大学法学専門大学院教授

討論者

権 赫一 (クオン・ヒョクイル)

韓国国家人権委員会 事務官

通訳

李 承美 (リ・スンミ)

関西大学非常勤講師

司会

岡本 哲和

法学研究所長、政策創造学部教授